

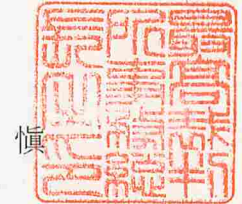
最高裁秘書第1148号

令和2年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

3月16日付け（同月18日受付，第014791号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年3月9日付け最高裁総三第53号総務局長通知「事件記録等の2項特別保存に関する運用例について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁総三第53号

(訟い-01)

令和2年3月9日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村田 斉 志

事件記録等の2項特別保存に関する運用例について（通知）

先般、重要な憲法判断が示された事件などの事件記録が全国の裁判所において廃棄されていたことが広く報道されたところです。

事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「保存規程」という。）第9条第2項によれば「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」（以下この規定による特別保存を「2項特別保存」という。）とされており、この2項特別保存については、平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「運用通達」という。）の記第6の2の(1)においてアからカまでの類型が定められています。各庁におかれては、保存規程及び運用通達の趣旨等のもとより、公文書を含め史料の歴史的な価値や保存の必要性の認識が社会的に高まっていることを踏まえた上で、事件記録及び事件書類（以下「事件記録等」という。）について適切に2項特別保存の手続を行っていただく必要があります。

この度、東京地方裁判所において、外部の有識者から意見を聴取するなどした上で2項特別保存の運用の在り方についての検討が行われ、最高裁判所もこの検討に加わって、別紙のとおり新たに運用要領が策定されました。この運用要領では、特別保存に付すべき事件記録等の選定手順等が具体的に定められているほか、外部か

らの特別保存の要望を受けやすくするための工夫や改善が図られており、実効性が高いものとなっています。その骨子については下記のとおりです。

については、この東京地方裁判所の運用要領を参考に、各庁で下記の事項を盛り込んだ特別保存に関する運用要領を定めるとともに、その運用を適切に行うために必要な態勢の整備を図るよう、よろしくお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

記

- 1 次の事件を2項特別保存の候補事件とする。
 - ア 最高裁判所民事判例集又は最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件
 - イ 事件担当部から運用通達記第6の2の(1)のアからウまでに該当するとして申出があった事件
 - ウ 主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件
 - エ 弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があった事件
- 2 1のアからウまでの候補事件について、事件記録等を2項特別保存に付する。
- 3 1のエの候補事件を2項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、裁判所内に保存記録選定委員会を設置する。
- 4 1のエの候補事件について、保存記録選定委員会の意見を踏まえ、事件記録等を2項特別保存に付するか否か認定する。
- 5 2項特別保存の要望の手續等について、弁護士会へ周知するとともに、裁判所ウェブサイトに掲載して広報する。

(別紙)

令和2年2月18日

東京地方裁判所

民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規
程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について（通
達）第6の2に基づく特別保存の運用について（運用要領）

民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第9条第2項
及び運用通達第6の2に基づく特別保存の運用について、下記のとおり定める。

記

1 選定手順について

事件記録等保存規程第9条第2項及び事件記録等保存規程の運用について
（通達）（以下「運用通達」という。）第6の2に基づく特別保存（以下「2項
特別保存」という。）に付すべき事件記録及び事件書類の選定手順等は、以下
のとおりとする。

(1) 次の事件を2項特別保存の候補事件とする。

ア 最高裁判所民事判例集又は最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載さ
れた事件

イ 事件担当部から運用通達第6の2(1)アからウまでに該当するとして申
出があった事件

ウ 主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が
掲載された事件

エ 在京の弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明
示して2項特別保存の要望があった事件

(2) 東京地方裁判所長は、(1)アからウまでの候補事件について、事件記録を2
項特別保存に付す。

(3) 東京地方裁判所長は、(1)エの候補事件に関し、2項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、東京地方裁判所内に「保存記録選定委員会」を設置する。

(4) 東京地方裁判所長は、(1)エの候補事件について、「保存記録選定委員会」の意見を踏まえ、2項特別保存に付するか否かを認定する。

2 保存記録選定委員会について

(1) 「保存記録選定委員会」は、東京地方裁判所民事部の裁判官3名、東京地方裁判所民事首席書記官、東京地方裁判所民事次席書記官1名、東京地方裁判所事務局総務課長で構成する。

(2) 東京地方裁判所長は、「保存記録選定委員会」の構成員として、裁判官3名を指名する。

(3) 「保存記録選定委員会」は、毎年10月から12月までの間に、当該年度に保存の終期が到来する1(1)エの候補事件について、東京地方裁判所長に2項特別保存に付するか否かの意見を具申する。

3 在京弁護士会への周知について

東京地方裁判所長は、在京の弁護士会に対し、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について周知する。

4 学術研究者への周知について

東京地方裁判所長は、学術研究者に対し、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について周知する。

5 一般的な広報について

東京地方裁判所長は、2項特別保存の要望方法を定めた上、その手続等について、東京地方裁判所のウェブサイトに掲載して広報する。

以 上